

◎三十六番（高野光二君） 県民連合の高野光二です。一般質問させていただきます。

今般の北海道胆振東部地震と西日本豪雨災害で亡くなられたみなさまに対し哀悼の誠をささげますとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問に入ります。

初めに、避難地域の営農再開についてであります。

東日本大震災と原発事故以来七年と半年が過ぎ、帰還住民がふえつつも避難地域によって格差は大きく、十二市町村については、今後の地域の復興再生という意味では農業の再開が是が非でも必要であると考えます。

避難地域において、帰還した農業者や営農組合が国や県の支援を受けて管理耕作などに取り組んでおり、一定程度営農が再開されています。一方、避難生活の長期化や高齢化などを背景として帰還率が低いことに伴い、地域農業は深刻な担い手不足となっております。そのため、いまだに地域農業の将来ビジョンを描くことができない地域もあり、全体としては営農再開はまだまだこれからという状況にあります。

避難地域の復興再生にとって農業の再生がまさに重要であり、担い手不足などの課題を早急に解決し、営農再開を加速させていく必要があると考えます。

そこで、避難地域の営農再開にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねします。

次に、被災事業者の事業再開についてであります。

避難地域の被災事業者が避難先から帰還して事業を再開しようとした際、原子力被災事業者事業再開等支援補助金を申請したが交付決定まで時間がかかり、事業を再開しようとする方々の事業再開に支障を来す状況が多く

ありました。再開したいタイミングを失ってしまいました。

被災事業者の事業再開の支援をするための補助事業であることから、事業再開の申請、そして交付決定までの手続を迅速かつ円滑に進めるべきと思います。

そこで、被災事業者の事業再開等を支援するに当たり、より円滑に事業を執行すべきと思いますが、県の取り組みについてお尋ねいたします。

また、避難地域において何といたっても地域のなりわいが再開することが何よりも大切と考えます。復興・創生期間後の平成三十三年度以降においても事業再開支援事業にかかわる十分なる予算の確保を行うとともに、この事業再開支援に力を入れていくべきと考えます。

そこで、被災事業者の事業再開等への支援を復興・創生期間後も継続していくべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、県民の安全・安心の確保についてであります。

北海道胆振東部地震や西日本豪雨など、近年まれに見る甚大な被害を及ぼす災害が多く発生しており、これまで以上に防災対策の重要性が高まっています。災害発生が事前に予測される場合の住民の安全の確保や災害が発生した後の対応などにおいて、専門的な知識を有する防災士の協力を得ることも大切と考えます。

日本防災士機構では、防災に関する一定の知識や技能を修得した人を防災士として認証しており、県内にも約二千人もの多くの防災士の認証を受けられた方がいると聞いております。さまざまな災害が発生している昨今、このような防災に関する知識を有する方々を地域の防災力向上に積極的に活用すべきと考えます。

そこで、県は地域の防災力向上に防災士をどのように活用していくのかお尋ねいたします。

また、今般の西日本豪雨において砂防堰堤が土石流から人命や人家を守った事例がありました。その一方で、土石流が想定を大幅に超え砂防堰堤が決壊したり、流木や土砂が砂防堰堤を乗り越え、下流の人家や橋などに大きな被害を与えた事例もありました。

既にでき上がっている砂防堰堤には、施工時期が随分古いものや流木が下流に流れ出るなど、本来の機能が十分に発揮できない砂防堰堤があることも事実であり、住民の安全・安心を確保するために砂防堰堤の機能を向上させることが重要であると考えます。

そこで、県は既設の砂防堰堤の機能向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、リアルタイム線量測定システムの撤去についてであります。

原子力規制委員会は、ことし三月にリアルタイム線量測定システムの配置の見直し方針を定め、線量率の低い順に平成三十二年度末までに撤去し、避難指示解除区域市町村で設置要望のある施設へ移設するとしております。

現在は国が市町村ごとに配置見直しの方針を住民に説明しているところですが、住民からは反対の意見が相次いでいる状況であります。県内五十九市町村の中で、大半は設置を継続すべきとのアンケート結果でありました。

原発事故当時、住民は見えない放射能におびえながら不安の中で生活を余儀なくされていたこともあり、常時目に見える形で線量を確認できることに安心を感じてきました。福島第一原子力発電所の廃炉作業が続く中、この安心感を確保するためには、リアルタイム線量測定システムは住民にとってより見える安心感と素早い状況の変化を感じ取る手段として必要なものであることから、撤去せずに設置を継続すべきであると思えます。

そこで、地域住民の安心を確保するため、リアルタイム線量測定システムを撤去しないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたし

ます。

次に、中間貯蔵施設への輸送についてであります。

中間貯蔵施設については、昨年十月から土壌貯蔵施設等の運用が開始されました。除去土壌等の輸送については、昨年度は三十三市町村から約五十三万立方メートルが搬出され、今年度は昨年度の約三倍の百八十万立方メートルを搬出する計画であるとされています。さらに、来年度は今年度の倍以上の四百万立方メートルを搬出することを目指すとされています。

このように年々増加する除去土壌等の輸送について、輸送ルートの沿線の住民から不安の声もあることから、地元の声に耳を傾けながら十分な安全対策と輸送のルートの確保、混雑する時間を考慮した計画を行うことが必要であると考えます。

そこで、県は中間貯蔵施設への輸送の安全確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、水産業の再生についてであります。

今回、原子力規制庁がトリチウム水の今後の処理について住民説明会を富岡町、郡山市、東京都で開催し、国の方針を示した上で処分していきたいとしています。説明会に参加された方々やネットで投稿された意見のほとんどは、早急な安易な放流など行うべきではないと、強い意見が数多くありました。漁業関係者はもとより、試験操業から本操業という漁業の復興の重要な時期であることから、トリチウム水の処分については慎重に議論していただきたいと思えます。

震災から七年半が経過した中で、海産魚介類の放射線モニタリング検査ではおよそ三年半、国の基準値を上回るものが出ていません。出荷制限魚種は今年度になって三魚種が解除され、残り七魚種まで減少しています。試験操業は、平成二十四年六月に底びき網漁業で開始され、ことし二月から

松川浦でアオノリの出荷が再開したことから、震災前に行われていたほぼ全ての漁法が再開しています。

また、相双地域のコウナゴは豊漁で、築地市場における干しコウナゴ取扱量が平成二十九年、三十年の二年連続で全国一位になるなど、試験操業は着実に前進していると認識しています。一方、平成二十九年の試験操業の水揚げ量は震災前の一三％にとどまっており、浜通りの重要な産業である漁業の再開が強く望まれているところです。

そこで、県は水産業の再生に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、除染で生じた除去土壌等の仮置き場についてであります。

国が行う除染特別地域の面的除染については、帰還困難区域を除いて平成二十九年三月末までに終え、現在は仮置き場に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出が進められているところです。

今後は、保管物がなくなり役割を終えた仮置き場を土地所有者に返還すべく、国において原状回復作業を進めていくものと認識しています。その際、土地所有者は今後の土地利用についてさまざまな考えを持っていることから、原状回復作業を進めるに当たっては、その意向を踏まえた丁寧な対応が必要であると考えます。

そこで、除去土壌等の仮置き場の原状回復について、土地所有者の意向を踏まえ行うよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、乳幼児の視覚異常の早期発見についてであります。

先日テレビで、小さな子供の弱視は早期発見、早期治療が大切であるとの報道を目にしました。近年子供たちの視力の低下が問題となっています。ゲーム、スマホ、パソコン等を長時間使うことによって視力の低下が懸念

され、将来の仕事上の影響もあるとされています。

特に先天性の視覚の異常は、早期に発見し、早い段階で専門的治療を受けることで視力の回復につながることから、そのためには三歳児健診が重要であると言われております。子供たちの将来を考えれば大変重要な視点であると感じています。

そこで、県は乳幼児の視覚異常の早期発見にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、障がい者の雇用についてであります。

平成三十年四月一日から障がい者の法定雇用率は、民間企業では二・〇％から二・二％に引き上げられました。福島労働局によると、本県の民間企業における平成二十九年六月一日現在の実雇用率は一・九五％と、全国の一・九七％を下回っている状況であります。

全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していくため、障がい者雇用の促進を図っていく必要があると考えます。

法的に義務化されたとしても、完全に徹底されている状況ではありません。中央省庁の雇用水増し、そして本県においても知事部局と教育委員会です適切な算定があったことなど、障がい者雇用の法的な根拠を理解されていない感じがしてなりません。

先日、福島市八木田にある株式会社クラロンを訪問し、田中須美子会長にお話をお聞きし、会社の中も御案内をいただきました。社員百三十四人中女性百人と比較的女性の多い会社であり、社員百三十四人中三十六人が障がい者の雇用で、うち重いとされる身体的、精神的障がい者も十人含まれていると説明を受けましたが、誰が障がい者であるかわからないぐらいに生き生きと仕事をし、従業員が会社で仕事をすること、人と会話すること

が楽しいという姿を見させていただき、障がい者であっても健常者と同じ職場で働いている姿がとてもまぶしく見えました。「思いやりと感謝の心を持つ」の経営の理念に共感をしてきた次第であります。

この会社は、二〇一五年、第五回「日本でいちばん大切にしたい会社大賞」厚生労働大臣賞に選ばれたすばらしい会社でありました。障がい者雇用の問題は、その立場にある経営者がどう考え、捉えていくのかで大きく変わるものと思います。

そこで、県は障がい者の雇用促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教職員の不祥事根絶についてであります。

文部科学省の指導要領の中では、道徳教育が必修と位置づけられました。子供たちの成長過程の中で道徳観や倫理観をしっかりと身につけてもらうことが大切です。その当たり前の教育現場において教員の不祥事がたびたび起こっていることは言語道断とも言えます。

子供を教え、育てる立場にある教職員の不祥事は、本県教育の信頼を大きく損なうばかりではなく、児童生徒の授業にも影響しかねないと考えます。

子供たちは日々の教職員の姿を見て成長しており、教職員の姿こそが教育の現場で大切であると考えます。

子供と向き合う教員一人一人の倫理意識をより一層高め、児童生徒の模範であり、また憧れとなる教職員として教育をしっかりと行つてほしいと考えます。

そこで、県教育委員会は教職員の不祥事根絶にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、いじめ防止対策についてであります。

いじめ防止対策推進法が施行され、五年が経過するものの、いじめの問題

は根が深く、いじめの認知件数は増加傾向にあります。震災後、七年半が経過しますが、本県の子供たちの中には、避難生活により不自由な家庭環境を強いられ、さまざまな課題を抱えた子供たちがいる中、さらにいじめの被害に遭わないための取り組みが求められています。本県の子供たちが安心して学習や運動に専念できるよう、いじめの芽を摘み、望ましい人間関係が構築できる環境づくりが必要であると考えます。

そこで、県教育委員会は公立学校におけるいじめ防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、小中学校における不登校対策についてであります。

不登校児童生徒数については、本県は全国と比較して少ない状況にありましたが、震災以降増加傾向にあり、現在では全国平均レベルにまでふえてきています。

文部科学省による児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、県内の小中学校における千人当たりの不登校の出現率は、平成二十二年度が八・八人であったのに対し、平成二十八年度は十二・七人まで増加しております。不登校になった児童生徒への支援は急務であります。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における不登校の児童生徒への対応にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、高齢運転者による交通事故防止についてであります。

昨年、県内の交通事故件数は五千五百八十八件と前年から大幅に減少している一方で、高齢運転者が起こした交通事故については千二百三十八件と前年を上回る結果となりました。

本年に入ってから高齢運転者による交通事故については連日のように報道されており、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故や高速道路に

おける逆走など、高齢ドライバーによる加齢に伴う認知機能の低下が原因と思われる交通事故が数多く取り上げられ、大きな社会問題となっております。

社会全体で高齢化が進む中、これにに応じて高齢運転者も増加していくことが予測されることから、高齢運転者の交通事故を防止するため、高齢者に対する個別的な指導や運転免許証返納の呼びかけを一層推進していく必要があるものと思います。

そこで、高齢運転者による交通事故を防止するための県警察の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、高齢者等の交通弱者対策についてであります。

高齢者の運転免許証の返納につながる取り組みが必要と考えますが、高齢者にとっては自家用車は生活維持の手段として、買い物、病院などへの足として大変身近で重要な手段であります。高齢になり運転が難しくなってきたり、そういう自覚があっても、自分の生活に必要な不可欠なものであることから、無理を承知で運転している例がたくさんあります。自家用車を運転できないなどの不便を抱える交通弱者の移動手段を確保する対策が必要であると考えます。

そこで、県は高齢者を初めとする交通弱者の移動手段の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

これで私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございます。た。(拍手)

◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）高野議員の御質問にお答えいたします。

避難地域の営農再開についてであります。

私は、震災と原子力災害からの復興再生を実感できる一つの例として、農業が面的に再開し、美しい田園風景を取り戻している姿をイメージしております。営農再開の最大の課題は担い手不足であり、処方箋は二つあると考えております。

一つ目は、ICTやロボット技術を駆使し、省力化や効率化による先進的な農林水産業を先駆けて実践するプロセス・イノベーションであり、水田メガファームの実証など新たなチャレンジを進めております。

二つ目は、地域間競争に打ち勝つ産地化をリードする農業者の組織化、新たな流通、販売ルートを有する農業法人や民間企業等の参入促進であります。これまで地域になかったコチヨウランに活路を見出す葛尾村の若手農業者、イチゴやトマトの大規模栽培施設の整備、大手の農業関係企業の参入の活発化など、担い手不足に悩む避難地域に明るい光が差してまいりました。

私は、営農再開の成果を一つ一つ積み上げ、多くの農業者の方々が収穫の喜びと復興再生の実感を感じ取っていただけるよう、地元市町村やJA、相双復興官民合同チーム等と連携し、しっかりと取り組んでまいります。その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

防災士の活用につきましては、県内の防災士で組織され地域の防災力向上に取り組んでいるNPO法人福島県防災士会と災害時応援協定を締結しており、防災訓練への参画や住民みずから防災マップを作成する地域コミュニティ強化事業における講師の派遣など、地域における防災意識の向上のために活用を図っております。

また、市町村に対しては、訓練や研修会への参画等の県内市町村の事例を

示すことなどにより、引き続き活用促進に取り組んでまいります。

次に、リアルタイム線量測定システムにつきましては、その配置の見直しに当たり、市町村や住民の理解を得ながら丁寧に進めることが重要であることから、これまでも住民の意向を踏まえるよう国に求めてきたところであり、あります。

引き続き、一方的な見直しとならないよう、地域の実情を十分に考慮した柔軟な対応を国へ強く求めてまいりたいと考えております。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

中間貯蔵施設への輸送につきましては、先月環境安全委員会を開催し、地元自治体とともに国が行っている安全対策の状況を確認したところであります。

今後とも市町村の意向を丁寧に向いながら、車両の集中を緩和するための輸送時間の検討やルート分散化など、輸送量の増加に対応した安全対策が確実に講じられるよう取り組んでまいります。

次に、除去土壌等の仮置き場の原状回復につきましては、国のガイドラインでは、借地した時点の状態に合理的な範囲、方法で復旧することを基本としながら、土地所有者の跡地利用に関する意向を確認し実施することとされており、

県といたしましては、国に対し、原状回復に当たっては土地所有者の意向を丁寧に確認しながら柔軟に対応するよう求めてまいります。

次に、高齢者を初めとする交通弱者の移動手段の確保につきましては、市町村が独自に運行する乗り合いバスやデマンド型乗り合いタクシー等への支援に加え、今年度からは一般のタクシーの利便性等を生かした実証事業に取り組む市町村に対しても新たに補助を行っております。

今後とも地域が抱える課題を丁寧に向いながら、高齢者等の交通弱者対策に取り組む市町村を支援してまいります。

（商工労働部長橋本明良君登壇）

◎商工労働部長（橋本明良君）お答えいたします。

被災事業者の事業再開等支援の円滑化につきましては、商工団体等と連携した補助金申請に関する説明会の開催や申請書の記載例の充実など事業者の負担軽減に配慮するとともに、交付決定の迅速化のため、申請様式や審査体制の見直しを行ってまいりました。

今後とも被災事業者の声に耳を傾け、より円滑な執行ができるよう改善を図るなど、丁寧な対応に努めてまいります。

次に、被災事業者支援の継続につきましては、避難指示が既に解除された区域における事業の再開が現時点では三割程度と、再開までには相当の日数を要しており、今後解除される区域においても事業再開までには一定の期間を要すると見込まれることから、復興・創生期間後も支援の継続が必要であると考えております。

このため、原子力被災事業者事業再開等支援事業などの継続について国に対して強く働きかけてまいります。

次に、障がい者の雇用促進につきましては、これまで県内約千九百事業所への啓発資料の直接送付や障がい者を積極的に雇用する企業からの優先的な物品の調達に加え、企業での訓練後に雇用につなげる職場適応訓練の実施、さらには福島労働局と連携した就職面接会などに取り組んでおります。

今年度から障がい者の法定雇用率が引き上げられたことから、国等の関係機関と連携し、助成金や訓練制度を含め、なお一層の周知啓発に努め、障がい者の雇用促進にしっかりと取り組んでまいります。

（農林水産部長佐竹 浩君登壇）

◎農林水産部長（佐竹 浩君）お答えいたします。

水産業の再生につきましては、本県産水産物の販路を先行して確保するため、六月から首都圏の大型量販店の五店舗に設置した常設の販売棚を十月からは八店舗にするほか、ふくしまおさかなフェスティバルを四力所に拡充してまいります。

また、水産資源研究所を中心とした資源管理型漁業の推進、水産海洋研究センターを中心とした放射性物質のモニタリング検査の結果や流動分析の正確な情報発信を継続しながら、水産業の再生にしっかりと取り組んでまいります。

（土木部長杉 明彦君登壇）

◎土木部長（杉 明彦君）お答えいたします。

既設の砂防堰堤の機能の向上につきましては、土石流発生時の安全性を向上させるため、平成三十年七月豪雨を踏まえ、早期対応が必要となった砂防堰堤において本体を補強するとともに、新たに流木どめの設置を予定しており、今後とも住民の命と財産を守るため、計画的に砂防堰堤の機能の向上に取り組んでまいります。

（こども未来局長須藤浩光君登壇）

◎こども未来局長（須藤浩光君）お答えいたします。

乳幼児の視覚異常につきましては、市町村が実施する乳幼児健康診査において早期に発見し、適切な療育につなげることが重要であることから、三歳児健康診査で行う視覚検査の精度の向上を図るため、三歳児視聴覚検査マニュアルを作成して配布するとともに、市町村職員に対し、眼科医による専門的研修を実施しております。

引き続き市町村と連携し、乳幼児の視覚異常の早期発見に取り組んでまいります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長(鈴木淳一君)お答えいたします。

教職員の不祥事根絶につきましては、教育に携わる者としての倫理観を高めることが重要であることから、各所属において服務倫理委員会を開催し、不祥事の実例を用いて問題点や防止の方法を話し合うなど、演習型の研修を行っているところであります。

今後ともこうした取り組みを継続するとともに、管理職による面談の機会等を通して風通しのよい職場づくりを進め、不祥事の根絶に粘り強く取り組んでまいります。

次に、公立学校におけるいじめ防止につきましては、いじめの見逃しをなくすることが重要であることから、全ての学校に対し、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの検証を毎年求めることにより、定期的なアンケートや個別面談の機会を拡充し、小さいいじめも積極的に認知するよう努めてまいります。

今後とも学校の教育活動全般を通じて心の教育の充実を図るなど、いじめの防止にしっかりと取り組んでまいります。

次に、不登校の児童生徒への対応につきましては、一人一人の状況に応じてきめ細かな支援ができるよう組織的に取り組むことが重要であると考えております。

このため、教育相談の中核を担う教員の育成を図り、スクールカウンセラー等とともに学校が一体となって対応できる相談体制の整備に努めてきたところであり、今後は不登校対策で効果を上げている学校の取り組み事例を県内に周知するなど、不登校の児童生徒に対する支援を充実させてまいります。

(警察本部長向山喜浩君登壇)

◎警察本部長（向山喜浩君）お答えいたします。

高齢運転者の交通事故防止につきましては、高齢者の方々が加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、安全運転に必要な知識、技能を再認識していただけるよう、参加体験型の交通安全教育を実施しているほか、安全運転に関する相談窓口を設置し、個別の指導や助言を行っております。

また、運転免許証の返納を促すため、従来の警察署などに加え、遠隔地の駐在所へも返納の窓口を拡大したほか、代理人による返納申請も受理するなど、返納しやすい環境づくりに努めておりまして、本年八月末までの返納数は三千九百二十五件と、前年同期を七百十八件上回ったところであります。今後とも効果的な対策に努めてまいります。